

## 九州大学CEOクラブ会費細則

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学CEOクラブ会則（以下「会則」という。）  
第12条第4項の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費納入者)

第2条 年会費及び総会参加費の納入者は、次のとおりとする。

- (1) 年会費 全会員
- (2) 総会参加費 来場型総会・懇親会（以下「総会等」という。）に参加した  
会員

2 前項第2号について、参加予定の会員が所定の期日までにCEOクラブ事務局に不参加の連絡をせず、総会等の会場が定める規程等に基づきキャンセル料が発生した場合は、当該会員が不参加であっても、当該料金を納入することとする。

(納入時期)

第3条 年会費及び総会参加費の納入時期は、次のとおりとする。

- (1) 年会費 毎年5月末日
- (2) 総会参加費 総会等の開催毎

2 前項第1号にかかわらず、年度途中に入会する場合については、入会時に納入する。

3 前2項の各納入の期日等については、納入の都度CEOクラブ事務局が会員または入会申込者に対し案内する。

(納入方法)

第4条 会費の納入は、CEOクラブが指定する銀行口座への振込により行う。

(返還)

第5条 会員の事情による退会及びCEOクラブの責めに帰すべき事由によらない退会並びに会則第6条の規定による除名の場合は、既納の会費は返還しない。

(会費管理)

第6条 会費については、CEOクラブ事務局において通帳管理する。

附 則

この細則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2019年5月28日から施行する。

附 則

この細則は、2021年4月1日から施行する。

九州大学CEOクラブ会則（抜粋）

（会員）

第4条 CEOクラブ会員（名誉会員を含む。以下同じ。）の資格を有する者は、会長宛に入会の申込みを行うとともに第12条の会費を納入することにより、会員となることができる。

~~~~~

（会費）

第12条 CEOクラブは会費をもって運営する。

2 会費は、次のとおりとする。

(1) 年会費 3万円

(2) 総会参加費 1万円（来場型総会・懇親会（以下「総会等」という。）の開催毎）

3 年会費及び総会参加費の主な使用目的は、次のとおりとする。

(1) 年会費 事業運営のため

(2) 総会参加費 総会等開催のため

4 会費に関し必要な事項は、会長が別に定める。